

平成 26 年度 第 15 回 東大阪市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 26 年 12 月 8 日（月） 9：30～11：50

場 所：総合庁舎 18 階 研修室

出席者：子ども・子育て会議委員	16 名
（関川会長、中川副会長、阿部委員、小田委員、櫛田委員、佐藤委員、千谷委員、竹村委員、中西委員（代理出席）、中泉委員、藤井委員、古川委員、松葉委員、森内委員、八木委員、吉岡委員）	
事務局	8 名
（立花、田村、川西、寺岡、関谷、菊地、堀ノ内、辰巳）	
（矢崎、松崎、土肥、渡邊）	
傍聴者	4 名
業者（地域社会研究所）	1 名
計	33 名

資 料：会議次第、配席表、委員名簿

資料 1－1 子ども・子育て支援事業計画（素案）について

資料 1－2 計画（素案）修正ポイント

資料 1－3 公立の教育・保育施設再編整備イメージ

資料 2 地域子育て支援事業（放課後児童クラブ）供給量の確保策について

資料 3 特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会の委員について

資料 4 特定教育・保育施設の利用料に関する条例素案パブリックコメントについて

資料 5 子ども・子育て支援事業計画 市民説明会の開催について

1. 開会

●事務局・寺岡

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 15 回「子ども・子育て会議」を開催いたします。本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます、子どもすこやか部保育室の寺岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日、全委員 20 名中 16 名の御出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、以上のとおり本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いします。

－資料確認－

不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

本日は市議会第 4 回定例会文教委員会が開催されておまして、教育関係の職員が欠席させていただきます。本日、教育委員会に関係するご質問については次回の会議にて回答させていただきますということでご了承をお願いします。

それでは、本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもすこやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、「東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針」に従い、傍聴の方が 4 名いらっしゃることをご報告いたします。

それでは、関川会長、このあとの議事進行をお願いします。

●関川会長

おはようございます。子ども・子育て会議も今回 15 回目の開催となります。12 月ですから、今日が今年最後の会議となります。本日は事業計画を中心にご意見をお願いします。国におきましても第 20 回の子ども・子育て会議が開催され、消費税増税が先延ばしにされたことによって平成 27 年度からの新制度がスタートできるのかということが大きな焦点となりました。ご案内のとおり消費税の引き上げの有無に関わらず新制度の財源は確保されているということとなりました。本市に限らず他市でも同様に平成 27 年度の施行準備に取りかかっているところです。この施行に欠かせないのが本日示されている子ども・子育て支援事業計画素案となります。他市ではすでに承認されてパブリックコメントにかけられているところもあります。本市としてもそろそろ最終のまとめに入っていきたいということです。パブリックコメントを実施して意見をいただきまして、最終案へと向かいます。来年の 1 月にはパブリックコメントを開始することとなりますので、本日いただく意見から大枠の修正はしていただいて、積み残したものはパブコメと平行して修正して、1 月中にまとめていきたいということです。ですから、大きな変更は今日意見をいただかないといけないということです。

2. 議事

(1) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について

●関川会長

それでは、早速ですが次第に従い議事を進行致します。最初に議事（1）の「子ども・子育て支援事業計画（素案）について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・川西

—資料 1-1 「子ども・子育て支援事業計画（素案）について」について説明—

—資料 1-2 「計画（素案）修正ポイント」について説明—

—資料 1-3 「公立の教育・保育施設再編整備イメージ」について説明—

- ・パブコメを 1 月～2 月に実施、平行して市内 10 箇所でも市民説明会を実施する。
- ・p. 40 と資料 1-3 の p. 3 では公立の教育・保育施設の再編整備として 3 つの視点。
- ・p. 45～48、必要見込み量の再確認。
- ・p. 56～58、公立再編整備については調整中。
- ・p. 63、認定こども園を推進する際に、1 号の供給が過多でスムーズに認定こども園を作れなくなるないように設定。
- ・p. 69～71、拠点のない地域での整備を目指す。
- ・p. 73～75、前回ご議論いただいた一時預かりの件、2 タイプの事業形態を新設。
- ・p. 81、利用者支援事業について支援員を福祉事務所に配置。
- ・p. 88、子育て応援団事業について。
- ・p. 89、子育て家庭に寄り添う支援の実施。
- ・p. 96～97、推進体制として計画策定体制と同様の会議を想定し、加えて社会福祉審議会の専門分科会にも諮る予定。毎年点検を実施。計画の中間年には見直しを実施する。
- ・p. 98、計画の周知に努める。

●関川会長

東大阪市ではこれまでの子ども・子育て会議において色々な議論を通して丁寧に事務局が対応されてきたと思います。ただ、この計画には東大阪市らしさが出ていないように思います。確かに数値や文章を読み込んでいただけると他市との違いが分かるとは思いますが、市の独自性があるところは書き込むとか図で表すと、重点的な部分については図を用いて詳しく書き込むとよいのではないのでしょうか。直感的に議論の中身が分かるような工夫、市民の方にもこれまでの計

画に対する議論が分かるような計画書にしていただければと思います。

●竹村委員

p. 72 は幼稚園型のことだとは思いますが、一時預かりの文章3行分の頭で「幼稚園における在園児・・・」とありますが、預かり保育は認定こども園でも実施するのではないのでしょうか。

1号認定の方については預かり保育を受けられます。2号認定の方でも短時間で長時間預けたい場合は預かり保育となると思います。「幼稚園における在園児・・・」という表現はおかしいのではないのでしょうか。実施場所も幼稚園に限っているのもおかしいのではないのでしょうか。

●事務局・関谷

修正します。1号認定がこのp. 72の対象になります。2号の短時間で8時間を超える分については延長保育事業になりますので別の事業です。

●竹村委員

延長保育になるのですね。1号認定の預かり保育になるということで認定こども園の件は文章表記をよろしくお願いします。それから1号認定の預かりについては色々なのです。朝1時間だけとか、終わって2時間とか。前の資料にもありましたが、利用料金は利用しやすいようにしてください。幼稚園というのは経常費補助金を受けられている幼稚園がありますが、委託事業として受ける事は可能だと思います。ただ、1号認定で預かり保育をする人は大変少ないのです。その際の補助金についても特例などを用いて利用できる事業としてください。

●竹村委員

引き続き、意見を述べさせていただきますが、p. 73の一時預かり事業では2号認定に限られているような印象を受けます。2号認定と0～3歳の方がほとんど利用されるのだと思うので、「2号認定による定期的な利用とそれ以外」の文言がおかしいのかなと思います。

それから、教室に突然違う園児が一緒に入ってくるのは難しいと回答したのでそうなっているのかもしれませんが、確保策に私立幼稚園が入っていません。しかし空き教室を利用することで活用できると思います。すでに2歳児で就園前の子育て支援として定期的に預かる事業もあります。これまでの一時預かり事業は要件が厳しくて我々としては参入できませんでした。しかし、このように似た事業を実施していますので、これらを取り込んだ弾力的な一時預かり事業の運営をお願いしたいと思います。

●関川会長

2号認定とそれ以外という表現がわかりにくいのですね。私立幼稚園が協力していただけることもですね。

●事務局・川西

「それ以外」というのはリフレッシュを新たに項目をあげて在宅子育て家庭の支援を掲げている部分に該当します。タイトルを考えていきたいと思います。確保方策の表についても考えていければと思います。

●関川会長

それではp. 40の「(3) 公立の教育・保育施設の再編整備の考え方」について移りたいと思います。この間、幼保連携検討部会にてご協議をいただいていたと思いますので、まず、中川副会長からご意見をお願いできますか。

●中川副会長

公立の教育・保育施設の再編整備をイメージでまとめていただきました。他市の子ども・子育て会議にも参加していますが、東大阪市のように公立幼稚園のあり方を検討されているところは少ないように思います。本当は東大阪市のように公立幼稚園のあり方を検討されるべきですが、曖昧な位置づけとされているところがほとんどです。他市では待機児童の対策のみに注力されてきました。東大阪市では幼保連携検討部会を設けて、各施設の整備を検討して、本年の3月には

この会議に上申したところでは、公立の供給体制の整備を具体的に考えたのは幼保連携会議の議論によるようなところが大きいと思います。公民合わせて在宅支援を充実していきたいというのが表されていればよいと思います。

●関川会長

アウトリーチ型の支援の充実が出ていますよね。その支援拠点を公立で作って、情報を集約されて、それに対する支援を公立の出先機関ができるのかとか。児童虐待に対して公立施設はどうなるのか。子どもを守るネットワークの中で公立はどうなのか。子どもの発達支援ネットワーク支援の協議会の中で公立はどう関わるか。おそらくリージョンごと、地域ごとにセーフティネットを協議・情報共有・支援できる場がありますよね。A～Gの中で公立が中心になるにはどのようにするのか。就業の支援に加えて、在宅の子育て家庭向けに公立が中心となる寄り添い型の支援はどうするのか。地域でその機能を公立にお願いするといったことを考えていただくと重要な資源となると思うのです。そこまで描くと具体的に見えてくると思うのですが、事務局としては公立にどこまでお願いされるのでしょうか。

●事務局・川西

子育てサポーターを開始して、各福祉事務所に1名配置していますが、それを複数配置していきたいと思っています。それから待っているだけではなくて子育て応援団事業等で地域からつないでいただければ、出向いて行って支援をしていきたいと思っています。

まず公立施設は教育・保育施設として重要な位置づけだと考えています。その上で、民間園とも連携しながら、公立の持つ強みとして、障害児への支援、児童虐待等も含めて公立が担ってきたいと考えています。

●松葉委員

東大阪市の特徴をしっかりと出していくべきだと考えています。公立幼稚園では基本的に誰でも受け入れてきた経緯があります。ずいぶんと厳しい状況を抱えたお子さんも発達支援の必要のないお子さんも皆さん受け入れてきました。私立幼稚園とも協力して取り組んできたと思います。保育所には入所の定員に限りがありますが、保育所に入れない場合でも公立幼稚園では受け入れてきました。このように今まで培ってきた方策を賄えるような施設になったらよいと思います。今回、子ども・子育て新制度が始まるにあたって公立幼稚園の入園を受け付けたところ、先々がどのようになるかわからないという誤解によって、入園数が減るようなことになっています。現場に混乱が起きていると思います。

実際に入園受付が始まって1号、2号、3号の数が変わってきているのかを今後精査いただく必要があると思います。利用者の中には誰もが希望すれば2号認定になれると思っている人がいます。何が1号か2号かわからない人もいます。市民のみなさんが混乱しないように。制度が変わる中で統合も必要だと思いますが、小さなお子さんを抱えて通っておられるところが変わるなんてことのないように。

この計画ではリージョンごとの特性が少し見えてこないように思います。地域ごとのニーズの違いについても触れて、どなたが見てもわかりやすいものになったらよいなと思っています。

●関川会長

教育・保育施設として受け入れるというのは当たり前のことですが、大事なのは安心・安全なネットワークを作ることだと思います。預かっていない子どもでも支援が必要な子どもが地域にはいらして、公立が共同で支援していく。セーフティネットを作っていただくことが最も大事だと思います。その辺り、古川委員いかがでしょうか。

●古川委員

安心・安全という意味で東大阪市のすべての子ども達が育っていくことが大事だと思います。公立保育所では園庭開放をしたりして地域での子育てのお手伝いをしています。またお出かけ保育なども実施しています。公立だけでなく民間保育園でも実施していただいていますよね。それぞれリージョンごとに支援センターが建つのはよいことだと思います。各リージョンで地域連携

会議ということで子育てに関わる機関（先生、民生委員、つどいの広場、保健センター等）が集まっていたいて、地域の子育ての様子を共有したり、地域の子どもたちについてどのように育っているかを把握したりしています。リージョンによっては地域連携会議を開けていない地域もありますが、これからも東大阪市の子ども達がどのような状況にあるかを掴んでいきたいと思っています。

セーフティネットについて、障害児や虐待の問題が多くなってきました。そのような子ども達が保育所（園）、幼稚園にいて互いに育ち合うことができると思います。色々な子どもがいて育ち合うことが大事だと思いますので、公立の保育所でもきっちりとやっていきたいと思っています。

●関川会長

地域子育て支援センターのこれまでの専門性ノウハウと公立幼稚園が連携・協働して引き継ぐことによって、セーフティネットが高まると思います。セーフティネットについて、もう少し踏み込んで書いていただきたいと思っています。

●阿部委員

就学前のお子さんがつどいの広場に来られます。つどいの広場に来られる方は年齢的に保育所か幼稚園か、私立や公立か迷っておられる時期です。実際に公立幼稚園を希望される方が多いのです。保育料も安いし後々小学校にもつながるしということで。子どもをたくさん生みたいけれども保育料が高いのでたくさん生むのをやめようかという方もいます。待機児童が多くて入所が厳しいということもあります。公立の幼稚園の希望としては地域で育てたい、保育料が安い、そのまま小学校に上がっていけるということだと思います。

●佐藤委員

子どもが2歳になった時、お母さんは公立に行かせたいけれども、公立は4歳まで待たなくてはいいけません。待てないという場合に私立を選択されます。公立は毎日お弁当が必要ですし、バザー等が親の負担になっている場合があります。しかし地域にはそういうことがしたいお母さんもおられます。公立幼稚園が再編するという資料になっていますが、公立幼稚園の魅力が出ていないのが残念だと思います。3歳になった時に途中入園などで本当は保育所に行きたいけれども待てないので幼稚園に通うという人は今後も受け入れてもらえるのか聞きたいです。保育園に入所できなかったのが幼稚園へ入園するというのはどうなのでしょう。

●吉岡委員

資料1-3のp.5に方向性があります。E地域は公立の幼稚園がないところですね。E地域だけが方向性がないので私立に頼るのかな。これは公立の図だからこのままでよいのかなと気になります。

●関川会長

子育て支援センター構想も含めてどのような配置を考えておられるのか、一旦、お話しいただけますでしょうか。

●事務局・田村

先だって国の子ども・子育て会議においても似たような議論がなされてきました。国民全体の少子化傾向の中で、今あるサービスを生かしながら、子ども達をどのように健やかに育てていくのが議論になっています。少子化対策をどうするのかということです。東大阪市でも一致団結して少子化対策をレベルアップするために議論していただいてきました。まず今回の子ども・子育て会議の中心の議論であった、3歳児からの幼児教育を公平・公正にどう進めていくのかが問われているのだと思います。また0～2歳の待機児童の解消、そして一方で在宅での子育て支援をどのように進めていくのかということです。この3点が大きなポイントです。P.56のように1号認定に関する供給量は圧倒的にある。0～2歳についても5年間の計画の中で民間幼稚園、小規模保育を含めて受け皿を作ろうとしています。しかしながら、受け皿はできたが、在宅支援はどうするのか。地域のセーフティネットとして要保護・要支援の子ども達をどのように支えてい

くのか、さらには親の支援もどうするのか。地域力の低下の中で地域力のフォローを公立として支援すべきではないかと考えています。公立のあり方は量（ポストの数だけ保育所）というよりは、在宅で子育てに悩んでいる方々に寄り添い型で進める力、質なのだろうと思っています。公立がそのような力を持っているのだろうと思っています。公立が持ってきた質の担保を生かして公立を拠点として地域全体の子育て力を底上げしていく。その公立の力を幼保連携型認定こども園や子育て支援センターの中に生かしていこうとしています。

E地域についてはこれまで公立の幼稚園も保育所ありませんでした。ですからようやく子育て支援センターを立ち上げていこうとしています。そして、E地域に幼保連携型認定こども園がないといけないのかは今後の整備計画の中で考えていきたいと思っています。

●関川会長

公立にこの部分だけは絶対に担っていただきたいというご意見は他にございませんでしょうか。

●竹村委員

私から公立にお願いしたいことがあります。現在私どもの幼稚園では支援が必要な子どもさんに先生を2人付けています。そのようなお子さんについては公立では先生の加配に人件費等の懸念が少ないと思います。公立だと体制づくりができると思います。民間幼稚園ではそういった場合に療育センターに頼るのですが、現状では療育センターもいっぱいです。セーフティネット、障害児支援を公立幼稚園にて力を入れていただくようお願いできればと思います。

●千谷委員

まず、本日は全体的に説明が多い資料であったので、前もって資料をいただきましたかっと思ます。

p.5について、待機児童の解消に向けて、今から働こうとしている人がニーズにカウントされているのでしょうか。東大阪市に引っ越してくると入る先がないということをよく耳にします。育休明け、産休明けの受け入れ先はちゃんと確保できるのでしょうか。

私が働いているのはC地域です。P.5のC地域では成和、北宮、鴻池子育て支援センターを再編整備して少なくしてしまうのでしょうか。鴻池地域は特にたくさん子どもがいると思います。どんどん子どもが入ってきていてまだまだ建ててほしいと思っています。公立幼稚園を残して、子育て支援センターの機能に加えて、障害のあるお子さんと障害のないお子さんが共に育ち合う環境があると思っています。

それから最近要支援の子どもが増えてきていて、民間保育所にもたくさん入ってきます。要支援の子どもを預かるというだけでなく、親の支えの中で子どもが育つということが大事だと思っています。要支援の家庭も支えていく。ともにみんなで大きくなるということを意識していただきたいと思っています。

資料1-3ではいつまでにどこの公立幼稚園がどうなるのかが見えてきません。P.5の表では公立施設が示されていますが、それぞれがどうなるのでしょうか。5年間の計画の中で再編されるということなのでしょうか。

●事務局・川西

待機児童の解消が大前提だと思っていますので、その上で需要にあわせた公立施設の再編だと思っています。そういう意味でP.6にあるように、具体的な再編の時期と手法については、平成29年度に向けて検討していきたいとしています。

●関川会長

ニーズはアンケート調査から集計していますので、保育所に入りたかったのに入れなかった人のニーズも勘案されているということですね。

最終的に現状の施設がどれくらい残っていくのかについては、新制度の中で新しいニーズを幼稚園等がどのように反映させて、新しい仕事をつくっていき、市民から必要とされるかどうかによって収斂されていくのだと思います。子育て支援センターにランチのように必要とされるかどうかが決まってくるのだと思っています。そういう意味で平成29年度に向けて3年間頑張っ

ていただいた公立幼稚園、保育所がどのようになっているのかを踏まえて、今後のあり方を改めて議論できるのではないかと思います。

●小田委員

お母さんが公立か私立かを選ぶ理由はサービスの内容だと思います。今は公立幼稚園には延長保育が少なく、預かり保育は不定期だったと思います。私立ですと長期休暇中の対応がありますが、公立にはありません。長期休暇中の公立でも全部が休みでなければ、もっと公立を選んでいただけるのではないかと思います。長期休暇の前には短縮になるのですが、その際は一時的に仕事から早く帰ってこなければなりません。とても働きにくいのだと思います。私立と公立とが一緒のサービスになれば、公立から離れていかないと思います。でも皆さんおっしゃっているように、地域で育っていけるという公立の幼稚園の良さもあると思います。残ってほしいと思います。

●関川会長

サービス内容の違いについては公立の幼稚園サイドがそれぞれ望めば、違うサービスを実施できるのでしょうか。

●事務局・田村

今、考えているのは公立幼稚園の余裕教室等を利用して一時預かりができないかと考えています。東大阪市のすべての子ども達が3歳になれば教育・保育が保障されるということを民間、公立が連携して支えるという形です。

ただし、幼保連携検討部会においても確認していただきましたが、公立には税金が投入されています。ですから、公立はどのように公平・公正に市民へサービスを提供していくのかを形づくる必要があります。今後、再編整備を含めて、3歳児以降の教育、待機児童の解消、在宅の子育ての支援、この底上げを市全体としては実施していかなければならないと思っています。

●関川会長

それではそれ以外のところでご意見いかがでしょうか。

●竹村委員

事業計画について、事業所内保育や家庭的保育はどのあたりに位置づけられるのでしょうか。

●事務局・川西

具体的には事業所内保育は掲載していません。それはなぜかといいますと、事業所内保育を展開したい事業所とはまだまだ話し合いの段階であるということになります。

●事務局・田村

今回の計画の中で、需要量に対する確保策を定めるにあたって、認定こども園と小規模保育の整備を考えました。今回の確保策については、事業所内保育所は具体化していないので触れていないということになります。

●関川会長

事業所内保育所を実施したい事業所が出てきたら、1号、2号等の中でカウントされるのですね。

●事務局・田村

そうですね。事業所内保育所の中でどれくらい地域枠を持たれるかにもよります。

●関川会長

質の向上について、人材の育成等はどのあたりに書かれていますか。「充実に努めます。」と以前の会議の中で話していただいたと思います。

●事務局・川西

我々としても質を保つことが重要だと考えています。書きぶりが少し見えてこないかもしれませんが、保育士の確保というところでは公私・幼保合同講演会・人材マッチング事業などを実施することとしています。延長保育等でも対応いただける人材を確保していきたいと思っています。事業計画のP.86辺りで触れています。

●関川会長

なるほど。その他いかがでしょうか。

●中川副会長

子どもの貧困対策推進事業について、国の大綱が8月29日に閣議決定されたところです。学校現場が主になるような大綱ですので、次世代育成支援計画の中などでも書き込んでいただければと思います。この貧困対策について、事業計画の中でもその視点を認識しているということやアウトリーチのページで触れたりしてはどうですか。

●関川会長

子ども・子育て支援三法の中で子どもの貧困対策はどのように位置づけられていますか。

●事務局・川西

法にも位置づけられています。アウトリーチのところでは触れさせていただきたいと思います。次世代育成支援計画でもあわせて議論しているところです。

●関川会長

計画のp.4に概念図がありますね。この中にでも貧困についても触れてください。アウトリーチ、ネットワーク、公立の施設のあり方も具体化していただければと思います。

国がいつている地域子育て支援員はどこかに書かなくてよいのでしょうか。

●事務局・川西

p.74やp.77に名称を掲載していますが、具体的には書いていません。

●関川会長

地域の子育て支援に関わる人材の育成という視点でそういった人材育成があると良いように思います。人材育成の中で触れていただければと思います。

●松葉委員

教育の部分について、以前の意見を受けて計画のp.8に対応してあるとは思いますが、学びの書きぶりがまだまだ弱いように思います。どこに通っている子どもでも教育・保育を受けて小学校へ上がっていくのだということを強く書いていただければと思います。教育委員会では公私ともに教育の基礎に力を入れていると思います。保護者の方は教育を受けたいから幼稚園に通わせる方も多いと思います。保育所（園）でもすでに保育指針によって教育に力を入れてこられているとは思いますが、3歳児以降の子どもには教育を保障するというのをもう少し大きく盛り込んでいただければと思います。

なかなか今まで一緒にならなかったのは省庁が別だからですね。行政が分かれています。子育て支援サービスと学力向上に向けてのことで就学前児童に対して力を入れていくのだという視点をお願いします。東大阪市では学力の面で少し低迷しているところもあります。もう少し互いが歩みよっていただければと思います。

●関川会長

市としては軽視しているわけではないですが、事業計画の中で教育のところをもっと見えてくるようにしてくださいという意見ですね。3歳以上のお子さんがどこの施設で過ごそうとも質の高い教育・保育をしていく。実際にどのように関わっていくのか、もう少し加筆が必要との意見ですね。

●事務局・川西

3歳児以上の教育・保育を進めていくという考え方なので、もう少し加筆を考えます。

●事務局・田村

幼児期における質の高い学校教育・保育の提供についてこれまで議論していただきまして一定加筆しております。p.12には概念図があります。その中で戦略的ということ、①幼児期における質の高い学校教育・保育の提供、②待機児童の解消、③在宅での子育て支援の拡充としてp.38には具体的に文章化してあります。

またp.8では貧困にも触れていますので、こういったことは大前提として書かせていただいたということをご理解いただければと思います。

●関川会長

理念は触れてあるが、具体的にどうするかといった部分ではいかがでしょうか。

●事務局・田村

国の部分でもなかなか難しいところがあります。幼稚園は学校教育法による教育です。保育所で行われている教育は幼稚園と同じ教育ではありますが平成 20 年の保育所保育指針によるものです。認定こども園の場合は教育保育要領にも示されているところです。この辺りの濃淡などもあって、表現としてはもう少し工夫をしていければと思います。

●関川会長

国は縦割りだとしても、市の枠組みとしては横串に挿して、どこにいても同じ教育を受けられるということを前提に教育を位置づけていただければと思います。

その他、いかがでしょうか。

●佐藤委員

p. 25 には待機児童が問題提起されていますが具体的な対策が見えてこないように思います。見落としているのかもしれませんが見えにくいのだと思います。待機児童の対策というのが明確に見えるようにしてください。育休明けで途中入園を希望される場合があると思いますが、そのような方への柔軟な対応をお願いできればと思います。具体的に待機児童対策などについて描いたページが少ないように思います。そのようなところが見当たらないように感じてしまうのですがいかがでしょうか。

●関川会長

待機児童の定義について事務局からお願いできますか。待機児童が解消するということは将来働こうとされる方のニーズにも対応しているのかを説明してください。

●事務局・川西

p. 45、46、需要量とは潜在的なニーズも含めて算出していることを示しています。P. 56 では学校教育・保育の確保方策として幼保連携型認定こども園と小規模保育を書かさせていただきました。今回算出した需要量は市が把握してきた未入所児童の数値と概ね合致していました。今回の計画の需要量はニーズ調査の結果をもとに算出しています。未入所児に含まれている特定の保育所を希望していて入れなかった方も今回のニーズ量には含んでいますので、いわゆる待機児童の数よりも多くのニーズを含んでいることとなります。

●関川会長

市と市民の待機児童の概念が乖離しているところがありますので、東大阪市として待機児童の定義がどうなったのかを強調していただければと思います。そうすれば安心してもらえるのではないのでしょうか。そして、平成 29 年にも計画を見直すということをどこかできっちり説明していただければと思います。特に待機児童の解消は重要な 3 本柱の 1 つなので、どのような状況で対策するのかを少しまとめて書いていただくようお願いいたします。パブリックコメントなどの際にもそのように掲載されていた方がわかりやすいと思います。

●吉岡委員

先ほどいただいた意見にも重なるのですが、市として 3 歳児以上の幼稚園教育をどうするのがはっきりと見えてこないのだと思います。計画の性質もあるかもしれませんが、量的なことばかりで質的なことがあまり見えてこないように思います。質的なことの課題も踏まえてもう少し触れてほしいと思います。p. 38~の「施策展開の基本的な考え方」に質的に評価できることを、これまで実施済みのことにも触れながら、その上でどうなるのかを示してもらって計画として仕上げていただければと思います。

●関川会長

全国標準の計画ではなく、本市ならではの質的な部分についても、もう少し手を入れていただくということをお願いいたします。時間の関係もありますので、さらなるご意見は事務局まで文書でいただくということをお願いいたします。修正は次回の会議にて提示いただけるということですね。

●事務局・川西

ご意見は12月18日までいただければ反映しやすいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●関川会長

市民の方々には概念図のご意見もよろしくお願いいたします。なるべく手作り感が出た方がよいと思いますので何卒よろしくお願いいたします。

(2) 留守家庭児童育成クラブについて

●関川会長

それでは続きまして、留守家庭児童育成クラブについて事務局から説明をお願いします。

●事務局・辰巳

—資料1-1「子ども・子育て支援事業計画（素案）について」のp.65~67の説明—

—資料2「地域子育て支援事業（放課後児童クラブ）供給量の確保策について」説明—

- ・議会が重なり教育委員会から職員がほぼ出席できなかったことのお詫び。
- ・資料2では平成26年度、平成27年度に整備する方策を改めて提示。
- ・本日いただいた意見は持ち帰りたい旨の説明。

●関川会長

ご意見いかがでしょうか。

●藤井委員

実際に留守家庭児童育成クラブの待機児童を出さないような状況になればよいと思っています。

●阿部委員

運営される事業者を12月5日に決定されると思います。全クラブで応募があったのでしょうか。

●事務局・辰巳

ヒアリングを行いまして、只今、事業者を選考中です。12月中旬には決定させていただきます。

●関川会長

27年度段階で必要見込み量が解消されるという考えでよろしいのでしょうか。

●中川副会長

ニーズに対することもあると思いますが、53クラブで全て配置が確保されているのでしょうか。

●事務局・辰巳

平成27年度に大蓮が合併しますので、52クラブとなります。今後はこれまでの運営委員会方式と新たに事業者による運営の2タイプとなりますが、すべてのクラブの設置が確保できると考えています。

●関川会長

大手民間が独占したりするのか、応募してこられた事業者の様子はお話ししていただけますか。

●事務局・辰巳

申し訳ありませんが、選考中ですので、時期的にご報告ができません。ご了承ください。事業者については次回、報告させていただきます。

●千谷委員

資料2の前の意見への対応として、「運営の内容等のチェックを行う。」とありますが、少し漠然としているのではないのでしょうか。保育所であれば、監査があり、財政、保育内容のこと、出席簿を提出させるなどします。具体的にチェックする項目がどうなっているのか、どういう風に運営内容をチェックできるのか教えていただきたいと思います。

●事務局・辰巳

検討課題とさせていただきます。

●関川会長

運営のチェック項目については、現状で実施しておられる内容等も踏まえた資料を作っていた
だいて、次回に説明していただけますか。

●事務局・辰巳

はい。検討させていただきます。

●中泉委員

資料2の p.2 の保護者への説明会について、通われている方には通知がいくのですね。新1年
生への対応は何か考えておられますか。

●事務局・辰巳

新1年生向けには説明会と同じ内容を市ウェブサイトにて公表することで対応します。そのよ
うに今は考えています。全市民向けには1月中に実施します。

●関川会長

保育所、幼稚園に通われているお子さんは市でも把握しておられると思いますので、保育所、
幼稚園に協力をいただいて、より丁寧な案内をお願いできればと思います。

事業計画の p.66、スタッフの質の確保には加筆が必要ではないでしょうか。

●事務局・辰巳

検討させていただきます。

●関川会長

放課後児童クラブの利用料についてはいかがでしょうか。国はどうですか。

●事務局・関谷

国は選挙がありまして、来年度予算編成が遅れている状況です。まだ国の動きについてはわか
りません。

●関川会長

本市の予算はどうですか。国の動きがそうであれば、本市の予算編成にも関わりますね。

●事務局・関谷

案の段階で市の予算は組み始めています。まだヒアリング等もあって確定はしていません。

●関川会長

そうでしたら、とりあえずは基本的に現状維持でスタートするということによろしいですか。

●事務局・関谷

留守家庭児童クラブについてこれまでも報告しましたように利用料の額は上がる方向性です。

●関川会長

市民の方にとっては関心が高いと思いますので、利用料について説明できる段階になれば、具
体的な説明をお願いできればと思います。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは事業計画へのご意見があれば、また、事務局までよろしくお
願いします。

その他

●関川会長

その他の案件として3点あります。それでは事務局より説明をお願いします。

●事務局・関谷

—資料3「特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会の委員について」説明—

・委員の紹介。

—資料4「特定教育・保育施設の利用料に関する条例素案パブリックコメントについて」説明—

・パブコメの件数は前回示した通り。今回は内容の付記を行った。

—資料5「子ども・子育て支援事業計画市民説明会の開催について」説明—

・計画の概要を説明する予定。

●古川委員

資料3について、認定審査部に京都市子ども支援センターの方が入っておられるのですか。

●事務局・田村

阿部先生は以前、本市の家庭児童相談室に長年勤めておられました。現在の役職がたまたま京都市の所属ということになります。

●関川会長

説明会の資料はどのようなものですか。事業計画の説明資料があるのですね。

●事務局・関谷

現在、作成中です。

●中泉委員

概要のようなものを用意されるのですね。安心しました。この会議にずっと参加しているものとしても、今日の2時間の会議の中でこの事業計画を読み込むことが難しかったと思います。そういう意味で市民向けの資料としては重点的に伝えたいところを抜粋したものを作ってください。それから、p.37に書いてあるような親の子育て力を支援する事業を利用するにはどうしたらよいのかという、参考資料のようなものも付けていただければと思います。

●佐藤委員

前回の説明会は幼稚園・保育所に入園している方、予定のある方ということでしたが、今回の対象者は妊婦、乳幼児となっています。前回と今回の説明会は説明する内容が異なるのでしょうか。

●事務局・関谷

前は認定や入所に関する説明会でしたが、今回は就学前児童の方すべてということにしています。

●関川会長

小学生の家庭を対象外にしてよいのでしょうか。留守家庭児童クラブの件がありますが。

●事務局・関谷

留守家庭児童クラブは別途説明会があると聞いています。

●関川会長

事業計画に留守家庭児童クラブも含まれていますので、子ども・子育て支援事業計画市民説明会で小学生家庭を対象とする件も検討してくださいね。資料の用意等の都合もあると思いますので、検討してください。

時間の都合もありますので、以上をもちまして案件は終了とさせていただきます。その他の意見については先ほども申しましたように事務局へ直接お願いします。

それでは事務局にお返しします。

3. 閉会

●事務局・寺岡

本日は長時間のご審議ありがとうございました。なお、次回開催日程は調整中ですので、決まり次第ご連絡させていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

—閉会—